

# 輸入食品海外製造企業の登録

2022年1月1日から改正輸入食品海外製造企業の登録管理規定の適用により税関総署に登録する輸入食品海外製造企業の範囲が拡大され、肉類、水産品、乳製品、ツバメの巣製品を製造する企業からの登録から全ての食品を製造する企業となりました。

中国国内向けに食品を輸出する海外製造、加工、貯蔵企業は①所在地国の主管当局による推薦登録又は②企業による登録を申請しなければなりません。

登録を受けた企業は、中国国内向けに食品を輸出するにあたり、**食品の内装及び外装に中国での登録番号又は所在地主管当局が承認した登録番号を記載**する義務があります。

## 【登録方法】

### ① 所在地の主管当局が税関総局に登録を推薦する方法

#### 【対象品目】

肉及び肉製品、ケーシング、水産物、乳製品、ツバメの巣及びツバメの巣製品、ミツバチ製品、卵及び卵製品、食用油脂及び搾油原料、餡入り小麦粉製品、食用穀類、穀類製粉工業製品及び麦芽、生鮮及び乾燥野菜並びに乾燥豆類、調味料、堅果及び種子類、ドライフルーツ、未焙煎の珈琲豆及びカカオ豆、特別用途食品、保健食品

#### 【申請方法】

所在地の主管当局は、登録を推薦する企業に対して審査及び検査を行い、登録要件に適合することを確認した後、税関総署に登録を推薦するとともに以下の申請資料提出しなければならない。

- ・ 所在国主管当局の推薦状
- ・ 企業リスト及び企業登録申請書
- ・ 所在地国主管当局が交付した営業許可証等、企業の証明書類
- ・ 所在国主管当局による推薦企業が規定の要件に適合する旨の声明書
- ・ 所在地国主管当局が関係企業に対して審査及び検査を行った審査報告書

## ② ①以外のその他食品海外製造企業が登録申請する方法

自ら又は代理人に委託して税関総署に登録申請を行うとともに、以下の申請資料を提出しなければならない。

- ・ 企業登録申請書
- ・ 所在地主管当局が交付した営業許可証等、企業の証明文書
- ・ 本規定の要件に適合することを誓約する旨の企業の声明書

### 【日本企業の手続き】

#### (食品製造業)

日本政府による登録については主な主管当局は農林水産省、厚生労働省となり農林水産省では令和3年8月20日から登録申請を受付けています。

農林水産省で必要な書類①②③④

#### ① 次のいずれかの書類

- ・ 食品衛生法に基づく営業許可証（有効なものに限る）
- ・ 食品衛生法に基づく営業届出を行ったことを示す書類
- ・ 条例に基づく営業許可証（有効なものに限る）
- ・ 条例に基づく届出書の写し

#### ② 食品衛生監視票の写し

- ・ 許可業種は有効期間の1年前からのものに限る
- ・ 届出業種は直近の監視の際に交付されたものに限る

#### ③ 登録手数料（10,400円）分の収入印紙

#### ④ 申請書（eMAFFにて入力）

また自己申請品目については、中国国際貿易単一窓口([www.singlewindow.cn](http://www.singlewindow.cn))にある「进口食品境外生产注册」から登録します。

#### (輸出や越境 EC)

2022年1月1日以降（製造年月日）について登録番号を表記していない食品は中国へ輸出することができませんのでご注意ください。越境 EC による輸入食品については、登録番号の表記は現在のところ不要のようです。